

埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成13年条例第1号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本的責務（第3条―第7条）

第3章 廃棄物の適正処理（第8条―第16条）

第4章 廃棄物処理手数料（第17条―第19条）

第5章 一般廃棄物処理業の許可（第20条―第27条）

第6章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用を促進することにより廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型社会の形成を図り、もって構成団体住民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭系廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(4) 再生利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(5) 資源物 再生利用を目的として埼玉西部環境保全組合（以下「組合」という。）
が取り扱う廃棄物

第2章 基本的責務

（組合の責務）

第3条 組合は、構成団体との連携のもとに廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用を促進するための施策を行うことにより廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 組合は、廃棄物の処理に当たっては、ごみ処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その効率的な運営をしなければならない。

3 組合は、廃棄物の分別収集及びごみ処理施設における資源の回収等を行うとともに、組合の物品の調達に当たり、再生品を積極的に使用する等自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

4 組合は、構成団体との連携のもとに、再生利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する住民及び事業者の活動に対し、情報の提供その他必要な支援をするよう努めなければならない。

5 組合は、第1項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、住民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用を促進することにより廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、組合の施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

第5条 住民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら適切な方法で処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 住民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、組合の施策に協力しなければならない。

(助言又は指導)

第6条 管理者は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、住民及び事業者に対し、助言又は指導を行うことができる。

(減量及び処理の計画)

第7条 管理者は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物の減量及び処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第8条第1項の規定による分別収集計画（以下「分別収集計画」という。）を定めたときは、これを告示するものとする。これらの計画を変更したときも同様とする。

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の処理)

第8条 組合は、一般廃棄物処理計画及び分別収集計画等に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じることのないように収集し、これを運搬し、適正に処分しなければならない。

- 2 組合は家庭系廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系廃棄物の処理を行うことができる。

- 3 組合は、法第6条の2第2項及び第3項の規定に基づき、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を組合以外の者に委託することができる。

(土地又は建物の占有者の責務)

第9条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、土地又は建物を管理する者とする。以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔の保持に努めるとともに、廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

- 2 占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物内に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理するように努めなければならない。
- 3 占有者等は、生活環境の保全上支障のない方法で処分できる一般廃棄物を自ら処

分するように努めなければならない。

4 前項の処分の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条の基準の例による。

5 占有者等は、一般廃棄物のうち自ら処分できないものについては、組合の定める一般廃棄物処理計画及び分別収集計画等に従い処分しなければならない。

（家庭系廃棄物の排出方法）

第10条 住民は、組合の定める一般廃棄物処理計画及び分別収集計画等に従い、家庭系廃棄物（粗大ごみ（廃棄物のうち組合が定めるものをいう。以下同じ。）を除く。）を分別し、組合の定める方法により廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、構成団体、構成団体の区又は自治会等によりごみの集積所として設置された場所（以下「ごみ集積所」という。）に搬出しなければならない。

2 住民は、粗大ごみを排出するときは、組合の行う粗大ごみの戸別収集を利用し、又は組合の指定するごみ処理施設に自ら搬出しなければならない。ただし、これらによる排出が困難であると組合が認めるときは、組合の指示する方法により行うものとする。

（資源物の所有権）

第11条 前条第1項の規定により、ごみ集積所に住民が排出した廃棄物のうち、規則で定める資源物の所有権は、組合に帰属する。この場合において、組合及び管理者が指定する者以外のものは、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

（事業系一般廃棄物の処理）

第12条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合には、その種類ごとに分別し、法第6条の2第2項及び第3項に規定する一般廃棄物処理基準及び生活環境に支障が生じない方法により、運搬し、又は処分しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

3 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分できない場合には、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うものに運搬させ、若しくは処分させ

なければならない。

- 4 事業者は、事業系一般廃棄物を組合のごみ処理施設に継続して自ら搬入するとき（前項の場合を除く。）は、あらかじめ管理者に搬入の申請を行い、搬入の許可を受けなければならない。

（一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物）

第13条 法第11条第2項の規定により、組合が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて容易に処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲内の量のものとし、管理者が指定するものとする。

（多量の一般廃棄物）

第14条 法第6条の2第5項の規定により管理者が運搬すべき場所及び方法を指定できる多量の一般廃棄物の範囲は、1日平均排出量が30キログラム以上のごみその他これに類するものとする。

（排出禁止物）

第15条 占有者等及び第12条第3項の規定により事業系一般廃棄物の運搬を業として行う者は、組合が行う一般廃棄物の収集等の処理に際して、次の各号に掲げる廃棄物を排出し、又は処理施設に搬入してはならない。

(1) 有害性のある物又は有害性物質を含む物

(2) 危険性のある物

(3) 爆発性、発火性又は引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 令第1条に定める特別管理一般廃棄物に指定されている物

(6) 法令の規定により、特定の事業者の責により、再生利用が義務付けられている物

(7) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の処理を著しく困難にし、又は組合のごみ処理施設の機能に支障が生じる物として管理者が指定するもの

- 2 前項各号に掲げる一般廃棄物の処分を行おうとする者は、組合の指示に従わなければならない。

（排出基準等の遵守）

第16条 組合のごみ処理施設において一般廃棄物の処理を受けようとする者は、管理者が定める一般廃棄物処理計画、分別収集計画及びごみ処理施設への搬入方法(以下「搬入基準」という。)に従って搬入しなければならない。

2 管理者は、この条例の規定に適合しない廃棄物については、収集又は組合のごみ処理施設への搬入を拒否することができる。

第4章 廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第17条 組合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき一般廃棄物の処理について別表第1に掲げる額の手数料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、粗大ごみの戸別収集に要する手数料は、5,000円を限度とする。

3 管理者は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている者又は災害やその他の事由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(産業廃棄物処理費用)

第18条 法第13条第2項の規定に基づいて徴収する産業廃棄物の処理に要する費用は、別表第1に掲げる額とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、減免することができる。

(手数料に関する規則)

第19条 前2条に定めるもののほか、手数料及び費用の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 一般廃棄物処理業の許可

(一般廃棄物処理業の許可)

第20条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

(許可証の交付)

第21条 管理者は、前条の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し許可証を交付する。

2 前項の規定により、許可証を交付された者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）が許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちにその理由を付して管理者に申請し、許可証の再交付を受けなければならない。

3 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（一般廃棄物処理業の許可変更）

第22条 法第7条の2の規定により事業の範囲を変更しようとする一般廃棄物処理業者は、管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可をしたときは、当該申請者に対し変更許可証を交付する。
（許可の取消し等）

第23条 管理者は、一般廃棄物処理業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止若しくは組合の処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

(1) 法その他の関係法令又はこの条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 正当の理由がなく1ヶ月以上業務の全部又は一部を休止したとき。

2 管理者は、前項の規定により許可を取り消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書又は業務停止命令書により行うものとする。

（業務の休止又は廃止）

第24条 一般廃棄物処理業者は、その業の全部又は一部を休止し又は廃止しようとするときは、その15日前までに管理者に届け出なければならない。

（許可証の返納）

第25条 一般廃棄物処理業者は、許可証の有効期限が満了し又は廃業若しくは許可を取り消されたときは、直ちに許可証を管理者に返納しなければならない。

（一般廃棄物の許可申請手数料）

第26条 第20条、第21条又は第22条の規定により一般廃棄物処理業の許可に係る申請をしようとする者は、別表第2に定める手数料を納入しなければならない。

（報告）

第27条 管理者は、一般廃棄物処理業者の業に係る一般廃棄物の収集、運搬又は処

分に関して、必要な報告を求めることができる。

- 2 一般廃棄物処理業者は、前項の求めがあったときは、管理者に必要な報告をしなければならない。

第6章 雑則

(技術管理者の資格)

第28条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月18日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月15日条例第10号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第17条及び第18条関係）

種別	取扱区分	手数料の額	付記
一般廃棄物	組合の処理施設に 持込まれる家庭系 の廃棄物	50キログラム以内は2 00円とし、50キログ ラムを超えるときは、1 0キログラムにつき10 0円を加算する。	50キログラムを超える ときは、10キログラム 未満の端数は、これを四 捨五入する。
	事業系廃棄物のう ち、管理者が必要	10キログラムにつき、 230円	0キログラムを超え10 キログラム未満のとき

	のつど指定したものの		は、これを切上げるものとし、１０キログラムを超えるときは、１０キログラム未満の端数は、これを四捨五入する。
産業廃棄物	管理者が必要のつど指定したもの		

別表第２（第２６条関係）

区分	金額
一般廃棄物処理業許可に係る手数料	３,０００円